

○奈良県地域防災活動推進条例

平成二十六年三月二十八日

奈良県条例第五十九号

改正 令和三年七月九日条例第二号

奈良県地域防災活動推進条例をここに公布する。

奈良県地域防災活動推進条例

目次

前文

第一章 総則(第一条―第七条)

第二章 災害予防対策

第一節 県民による防災活動(第八条―第十三条)

第二節 自主防災組織による防災活動(第十四条―第十八条)

第三節 事業者による防災活動(第十九条―第二十一条)

第四節 地域における防災活動の推進に関する基本的施策(第二十二条―第三十二条)

第三章 災害応急対策

第一節 県民による防災活動(第三十三条・第三十四条)

第二節 自主防災組織による防災活動(第三十五条)

第三節 事業者による防災活動(第三十六条)

第四節 地域における防災活動の推進に関する基本的施策(第三十七条―第三十九条)

第四章 復旧及び復興対策(第四十条)

第五章 防災の日及び防災週間(第四十一条)

附則

奈良県は、温暖な内陸性気候であり、災害が比較的少ない地域だと言われてきた。

しかし、平成二十三年九月の紀伊半島大水害は、近年類を見ない大雨により、大規模な土砂災害が集中発生し、貴重な財産が失われるのみならず、尊い人命までが奪われるなど本県に甚大な被害をもたらし、改めて災害の脅威を認識させられたところである。

近年は、地球温暖化の影響もあり、全国各地で豪雨による被害が度々発生しているだけでなく、台風の大型化も懸念されている。

一方、近い将来高い確率で発生すると予測されている南海トラフを震源とする巨大地震は、全国の広い範囲に甚大な被害をもたらすと想定されているが、本県においても大きな被害をもたらす可能性があると考えられている。

さらに、県内には多数の活断層が存在しており、直下型地震の発生も危惧されている。

このように、本県においては、今後ますます災害に対する備えの必要性が高まっている状況にある。

もとより、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるが、災害に対する日頃の備えや避難の徹底等を図ることにより、被害を減らすことは可能である。

県では、災害の発生に備えて、奈良県地域防災計画等に基づき、市町村及び防災関係機関と連携して防災対策を進めてきた。しかしながら、平成七年に発生した阪神淡路大震災など過去の大規模災害において、多くの人々が自力により、又は家族や地域住民により救助された事実を鑑みても、より一層被害を減少させるためには、県、市町村及び防災関係機関が県民の生命、身体及び財産を保護する公助によるだけではなく、県民が自らの身は自ら守る自助の取組を実践し、地域において互いに助け合って地域の安全を確保する共助の取組に努めることが必要かつ不可欠である。そして、これら自助、共助及び公助が一体となり、相互に連携して、防災対策に取り組むことが重要である。

ここに、私たちは、県民、自主防災組織及び事業者による地域における防災活動を推進することにより、地域における防災力の向上を図り、県民が安全に安心して暮らせる災害に強い地域社会を実現するため、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、県民の生命、身体及び財産を保護するため、防災対策に関し、基本理念を定め、県民、自主防災組織及び事業者(以下「県民等」という。)の役割並びに県の責務を明らかにするとともに、県民等による地域における防災活動及びこれを推進する施策の基本的な事項を定めることにより、地域における防災力の向上を図り、もって奈良県地域防災計画等に基づき県が実施する防災対策と相まって、県民が安全に安心して暮らせる災害に強い地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 災害 暴風、竜巻、豪雨、洪水、崖崩れ、土石流、地震、地滑りその他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。
- 二 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、並びに災害からの復旧及び復興を図ることをいう。

- 三 防災対策 防災のために行う対策をいう。
- 四 自主防災組織 住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。
- 五 防災関係機関 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号。以下「法」という。)第二条第五号に規定する指定公共機関、同条第六号に規定する指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者をいう。
- 六 事業者 県、市町村及び防災関係機関以外の事業を行う法人並びに個人事業者をいう。
- 七 指定緊急避難場所 法第四十九条の四第一項に規定する指定緊急避難場所をいう。
- 八 指定避難所 法第四十九条の七第一項に規定する指定避難所をいう。
- 九 ハザードマップ 災害を予測し、被害の範囲及び程度、指定緊急避難場所、指定避難所等の情報を地図に表したものをいう。
- 十 避難行動要支援者 法第四十九条の十第一項に規定する避難行動要支援者をいう。
- 十一 避難情報 高齢者等避難(法第五十六条第二項の規定による必要な情報の提供その他の必要な配慮をいう。)、避難指示(法第六十条第一項の規定による避難のための立退きの指示をいう。以下同じ。)及び緊急安全確保(法第六十条第三項の規定による緊急に安全を確保するための措置の指示をいう。)をいう。

(令三条例二・一部改正)

(基本理念)

第三条 防災対策は、人命を守ることを最も優先するとともに、被害を最小限にとどめるため、県民が自らの身は自ら守る自助を実践した上で、県民等が地域において互いに助け合って地域の安全を確保する共助の取組に努めるとともに、県、市町村及び防災関係機関が県民の生命、身体及び財産を保護する公助を行うことを基本として実施されなければならない。

2 防災対策は、県民、自主防災組織、事業者、県及び市町村が、男女双方、旅行者等の多様な視点に立ち、要配慮者(法第八条第二項第十五号に規定する要配慮者をいう。)への支援等に配慮しつつ、それぞれの役割を果たすとともに、相互に連携を図りながら協力して実施されなければならない。

(令三条例二・一部改正)

(県民の役割)

第四条 県民は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、常に災害に対する危機意識を持って、自ら防災活動を行うよう努めるものとする。

2 県民は、基本理念にのっとり、相互に連携するとともに、自主防災組織、事業者、消防団その他防災対策を実施する団体が行う地域における防災活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

3 県民は、基本理念にのっとり、県及び市町村が実施する防災対策に協力するよう努めるものとする。

(自主防災組織の役割)

第五条 自主防災組織は、基本理念にのっとり、地域住民、事業者、消防団その他防災対策を行う団体と協力して、地域における防災活動を実施するよう努めるものとする。

2 自主防災組織は、基本理念にのっとり、県及び市町村が実施する防災対策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、災害が発生した場合に、事業所に来所する者、従業員及び地域住民の安全を確保するとともに、事業を継続することができる体制を整備する等自ら防災活動を実施するよう努めるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、地域住民、自主防災組織等が行う防災活動並びに県及び市町村が実施する防災対策に協力するよう努めるものとする。

(県の責務)

第七条 県は、基本理念にのっとり、公助の担い手として国、他の都道府県、市町村、防災関係機関等と協力して防災に関する計画を作成し、及び実施するとともに、県民等による地域における防災活動の推進を図るものとする。

第二章 災害予防対策

第一節 県民による防災活動

(防災知識の習得等)

第八条 県民は、常に災害に対する備えを心がけるとともに、自主防災組織、市町村及び県が行う防災訓練及び研修に積極的に参加すること等により防災に関する知識及び技能を習得するよう努めるものとする。

(地域の災害危険箇所等の把握等)

第九条 県民は、自らが生活する地域における災害発生危険性及び災害が発生する危険のある場所(以下「災害危険箇所等」という。)を把握するよう努めるものとする。

2 県民は、あらかじめ災害の種類に応じた指定緊急避難場所、避難経路及び避難方法並びに家族との連絡方法を確認しておくよう努めるものとする。

(災害から得られた教訓の伝承等)

第十条 県民は、地域における過去の災害から得られた教訓を積極的に収集し、及び伝承し、防災活動に活かすよう努めるものとする。

(自主防災組織への参加等)

第十一条 県民は、自主防災組織を結成するとともに、その活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

(建築物の安全性の確保)

第十二条 県民は、自らが所有する建築物について、必要な耐震診断(地震に対する安全性を評価することをいう。以下同じ。)を行うよう努めるとともに、その結果に基づき耐震改修(地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替え若しくは一部の除却又は敷地の整備をすることをいう。以下同じ。)等適切な措置を行うよう努めるものとする。

2 県民は、自らが所有し、又は管理する建築物について、地震が発生した場合において、家具の転倒若しくは落下又は窓ガラスの飛散による被害を生じさせないための対策を行うよう努めるものとする。

(物資の備蓄等)

第十三条 県民は、災害が発生した場合に備えて、食料、飲料水、医薬品その他の必要となる生活物資を備蓄するよう努めるとともに、災害に関する情報を収集できる機器を準備するよう努めるものとする。

2 県民は、前項の規定により備蓄すべき物資等のうち特に必要なものを避難の際に迅速に持ち出すことができるよう努めるものとする。

3 県民は、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、消火器その他の資機材を整備するよう努めるものとする。

第二節 自主防災組織による防災活動

(防災知識の普及)

第十四条 自主防災組織は、地域における防災意識の高揚を図るため、地域住民に対し、災害が発生した場合に取るべき行動等防災に関する知識の普及に努めるものとする。

(地域の災害危険箇所等の確認)

第十五条 自主防災組織は、ハザードマップ等国、県、市町村等が提供する災害及び防災に関する情報の活用により、地域における災害危険箇所等を確認するとともに、災害の種類ごとの指定緊急避難場所、避難経路及び避難方法をあらかじめ把握するよう努める

ものとする。

- 2 自主防災組織は、前項の規定により把握した情報その他地域における防災活動を行う上で必要な情報を掲載した地図を作成し、地域住民への周知に努めるものとする。

(防災訓練の実施)

第十六条 自主防災組織は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における地域住民の避難が円滑に行われるよう、避難に関する訓練を実施するよう努めるものとする。

- 2 自主防災組織は、前項の訓練を実施するに当たっては、地域住民に対して、訓練への積極的な参加を求めるよう努めるものとする。

(物資の備蓄等)

第十七条 自主防災組織は、初期消火、負傷者等の救出及び救護その他の災害応急対策に必要な物資及び資機材の備蓄、整備及び点検の実施に努めるものとする。

(避難行動要支援者の支援体制の整備)

第十八条 自主防災組織は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における避難行動要支援者の避難等の支援を円滑に行うため、あらかじめ、市町村、関係機関等と連携し、地域における避難行動要支援者に関する情報を把握するよう努めるものとする。

- 2 自主防災組織は、前項の規定により把握した避難行動要支援者に関する情報の漏えい及び目的外利用を防止し、当該情報を適正に管理するものとする。

(令三条例二・一部改正)

第三節 事業者による防災活動

(事業所に来所する者等の安全確保等)

第十九条 事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に備え、事業所に来所する者、従業員及び地域住民の安全を確保するため、あらかじめ、防災対策の責任者、災害発生時に従業員がとるべき行動等を定めるとともに、従業員に対して防災に関する訓練及び研修を行うよう努めるものとする。

- 2 事業者は、災害による公共交通機関の停止等により従業員が帰宅できない場合に備え、必要な食料、飲料水等の物資の備蓄を行うとともに、その場合における当該従業員の行動等の方針の策定に努めるものとする。

(事業の用に供する建築物の安全性の確保)

第二十条 事業者は、事業の用に供する建築物について、必要な耐震診断を行うよう努めるとともに、その結果に基づき耐震改修等適切な措置を行うよう努めるものとする。

2 事業者は、地震が発生した場合に備え、設備の転倒及び落下、備品の散乱等を防止するための対策を行うよう努めるものとする。

(事業継続計画の策定)

第二十一条 事業者は、あらかじめ、災害が発生した場合における事業を継続するための計画を策定し、及び当該計画を実施するための体制の整備に努めるものとする。

第四節 地域における防災活動の推進に関する基本的施策

(防災知識の普及等)

第二十二条 県は、県民等が災害に備え、家庭及び地域において適切な防災活動を実施できるよう、市町村、自主防災組織、防災関係機関等と連携し、防災に関する知識の普及及び防災意識の高揚を図るものとする。

(防災教育の充実)

第二十三条 県は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校及び児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第三十九条第一項に規定する保育所において、幼児、児童、生徒及び学生が防災に対する理解を深めるとともに、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、自らの安全を確保するための適切な行動ができるよう、市町村と連携し、防災に関する教育を推進するものとする。

(防災訓練等の実施)

第二十四条 県は、国、市町村、防災関係機関等と連携し、防災に関する訓練及び研修を実施するものとする。

(自主防災組織への支援)

第二十五条 県は、地域における防災活動の効果的な実施に資するため、市町村と連携し、自主防災組織の結成及び活動が促進されるよう必要な支援を行うものとする。

(公共施設の整備等)

第二十六条 県は、自らが所有する建築物について、計画的な耐震化を推進するとともに、災害が発生した場合において県民の避難が円滑に行われるよう、自らが管理する道路、公園、河川、砂防施設等について、防災上の観点から、維持管理を行うとともに、計画的な整備を図るものとする。

(物資の備蓄等)

第二十七条 県は、市町村と連携し、災害が発生した場合に備えて、災害応急対策に必要な物資及び資機材を備蓄するものとする。

(事業者との協定の締結等)

第二十八条 県は、災害が発生した場合に事業者の協力を得て災害応急対策が実施できるよう、あらかじめ事業者との間で協定を締結するとともに、当該事業者と定期的に連絡体制を確認する等災害応急対策の体制を整備するものとする。

(防災情報の提供体制の整備)

第二十九条 県は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難に必要な情報を県民に提供できるよう、あらかじめ、国、市町村及び防災関係機関と連携して、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合における気象、被害、避難その他の災害に関する情報の収集及び伝達が速やかに行われる体制を整備するものとする。

(避難計画の作成等に関する支援)

第三十条 県は、県民の適切な避難行動及び指定避難所の円滑な運営が確保されるよう市町村が行う避難計画の作成、指定避難所の運営に関するマニュアルの作成等について、必要な支援を行うものとする。

(避難行動要支援者の個別避難計画の作成に関する支援)

第三十一条 県は、市町村が行う法第四十九条の十四第一項の規定による個別避難計画の作成について、必要な支援を行うものとする。

(令三条例二・一部改正)

(避難情報に関する支援)

第三十二条 県は、市町村による避難情報に関する基準の策定について、情報の提供を行う等必要な支援を行うものとする。

(令三条例二・一部改正)

第三章 災害応急対策

第一節 県民による防災活動

(避難の実施)

第三十三条 県民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該災害に関する情報の収集に努め、必要と判断したときは自主的に避難するほか、市町村による避難情報に対し、速やかにこれに応じて行動するよう努めるものとする。

2 県民は、避難経路の安全が十分に確認できない場合は、むやみに指定緊急避難場所に移動せず、必要に応じて建物内の安全な場所等に避難するよう努めるものとする。

3 県民は、指定避難所に滞在するに当たっては、互いに協力して共同生活を営むとともに、避難指示が解除されるまでの間、避難を継続し、市町村及び自主防災組織が行う指

定避難所の運営に協力するよう努めるものとする。

(令三条例二・一部改正)

(救出及び救護への協力)

第三十四条 県民は、災害が発生した場合において、自らの安全を確保するよう努めたいえ、可能な範囲で負傷者等の救出及び救護、初期消火活動等に協力するよう努めるものとする。

第二節 自主防災組織による防災活動

第三十五条 自主防災組織は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、地域において、地域住民の安否等に関する情報の収集及び提供、負傷者等の救出及び救護、初期消火活動、避難誘導、指定避難所の運営等を積極的に行うよう努めるものとする。

第三節 事業者による防災活動

第三十六条 事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、事業所に来所する者、従業員及び地域住民の安全を確保するとともに、地域住民及び自主防災組織と連携して、災害に関する情報の収集及び提供、負傷者等の救出及び救護、初期消火活動、避難誘導等を積極的に行うよう努めるものとする。

第四節 地域における防災活動の推進に関する基本的施策

(災害応急対策の実施)

第三十七条 県は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、県民が、自らの安全を確保し、円滑に避難することができるよう、国、市町村及び防災関係機関と連携して、避難、救助、医療等の災害応急対策を実施するために必要な体制を速やかに確立し、当該災害応急対策を的確に実施するものとする。

(災害情報の提供)

第三十八条 県は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、県民の避難が円滑に行われるよう、国、市町村及び防災関係機関と連携して、災害に関する情報の収集、共有及び伝達を行うために必要な体制を確立するとともに、県民等に対して、災害に関する情報を迅速かつ的確に提供するものとする。

(ボランティアによる防災活動への支援)

第三十九条 県は、災害が発生した場合において、ボランティアが、地域における防災活動を効果的に支援することができるよう、市町村、事業者、防災関係機関等と連携して、防災に関する情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

第四章 復旧及び復興対策

第四十条 県民は、災害が発生した場合において、国、県、市町村、自主防災組織、事業者及び防災関係機関等と協力して、自らの生活の再建及び地域社会の再生に努めるものとする。

2 自主防災組織は、災害が発生した場合において、地域における復旧及び復興対策の実施に協力するよう努めるものとする。

3 事業者は、災害が発生した場合において、事業の継続又は中断した事業の速やかな再開により雇用の場の確保に努めるとともに、国、県、市町村等と連携し、地域経済の復興に貢献するよう努めるものとする。

4 県は、災害が発生した場合において、国、市町村、防災関係機関等と協力して当該災害からの復旧及び復興に関する計画を策定し、及び実施するものとする。この場合において、県は、県民及び事業者の参画を図るものとする。

第五章 防災の日及び防災週間

第四十一条 県民等の防災に関する理解を深めるとともに、地域における防災活動の一層の推進を図るため、次に掲げる防災の日及び防災週間を設ける。

一 奈良県地震防災の日 七月九日

二 奈良県地震防災週間 前号に掲げる日を含む知事が定める期間

三 奈良県水害防災の日 八月一日から八月三日まで

四 奈良県水害防災週間 前号に掲げる日を含む知事が定める期間

五 奈良県土砂災害防災の日 九月三日及び九月四日

六 奈良県土砂災害防災週間 前号に掲げる日を含む知事が定める期間

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則(令和三年条例第二号)

この条例は、公布の日から施行する。